

重要施設に対する燃料供給体制について

令和 5 年（2023 年）6 月
北 海 道 経 済 部

1 背景

東日本大震災時においては、市町村の区域を越えて広範囲に被災し、避難所の暖房や救助・復旧に欠かせない燃料等が不足し、その確保に迫られたことから、道では、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定した施設（以下「重要施設」という。）などから要請があった場合に優先的な燃料供給ができるよう、北海道石油業協同組合連合会（以下「北石連」という。）と協定を締結し、また、石油連盟と覚書を取り交わしている。

一方、平成 30 年 9 月 6 日に北海道胆振東部地震により発生した大規模停電では、自家発電機の稼働により燃料が不足した市町村や医療機関、放送通信事業者などからの燃料供給要請が一時に集中し、その対応に一部混乱が見られたところである。

このため、改めて協定等に規定する重要施設の考え方を整理するとともに、各重要施設の情報を取りまとめ、北石連及び石油連盟と共有することにより、今後の災害時における円滑な燃料供給体制を構築することとする。

2 重要施設の範囲

重要施設については、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として、原則、下表の対象範囲から道が指定することとする。

区 分	範 囲
国	合同庁舎、単独庁舎、空港施設等
道	本庁、（総合）振興局、保健所、建設管理部（出張所含む）、発電所・工業用水施設、衛生研究所、北海道原子力防災センター、北海道原子力環境センター（札幌分室含む）、空港施設等
市町村	
庁舎	市町村庁舎（区役所、支所含む）
福祉避難所	福祉避難所に指定している施設 （一般の避難所は下記※1により対応）
上下水道	本部等 （上記以外の施設は下記※1により対応）
警察	警察本部、警察署
消防	消防本部、消防署
病院	災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、二次救急医療機関、透析医療機関、血液センター、医薬品卸売販売業営業所 （上記以外の病院は下記※1により対応）
指定（地方） 公共機関等	本部等 （上記以外の施設は下記※1により対応）

※1 事前に重要施設に指定されない施設であっても、被災時に燃料が枯渇し人命が失われる恐れがある場合や災害対応等のために不可欠な場合などには、燃料供給要請ができるものとする。

※2 指定（地方）公共機関については、原則として災害時に国や道との総合調整を行う道内本部施設等を対象範囲とする。

※3 平成 25 年度調査時に「石油連盟」に登録済の施設は、上記に関わらず、引き続き重要施設として取り扱う。

3 災害時における優先的な燃料供給について

(1) 施設等の情報共有

- ・ 重要施設の管理者は、「施設情報調査票」を道に提出する。(燃料タンク等がない場合は、その旨を記載し提出。)
- ・ 道は、北石連に対して、施設情報調査票の写しを共有する。
また、石油連盟に対して、下記要件を満たす施設についてのみ、施設情報調査票(構内図、写真、地図を含む)の情報を石油連盟の「災害時情報収集システム」に登録し、共有する。
 - ①大型タンクローリーが施設内の燃料タンク前の停車位置まで進入できる。
 - ②容量4k1以上で、直接接続して給油できる燃料タンクがある。
- ・ 道は、施設情報調査票の情報を定期的に更新する(年1回を目途)。

※ 重要施設以外の関連施設(例:通信事業者が管理する通信施設)を有する場合については「施設情報調査票」を提出する必要はないが、万一の場合の備えとして、北石連や石油連盟がスムーズに燃料供給できるよう、重要施設の本部等において調査票を整備しておくことを推奨する。

(2) 優先的な燃料供給の要請フロー

ア 重要施設から道への要請手順

- ① 重要施設の管理者は、まず、平時に取引している事業者等に連絡し、自力調達に努める。
- ② 自力での調達が困難な場合で、当該重要施設が市町村の関連施設など、市町村が自ら地方石油業協同組合(以下「地方石協」という。)や石油販売業者と締結している協定等に基づく燃料供給の要請が可能な施設である場合は、当該市町村への要請を行う。
- ③ 上記①②による対応が困難で、道に対する燃料供給の要請を行う場合は、「燃料要請シート」に必要事項を記載し、要請窓口あてにFAXまたはメールで提出するとともに電話連絡を行う。
 - ※ 要請窓口は、原則として重要施設の所在する(総合)振興局とし、通信手段が途絶した場合など(総合)振興局への要請が困難な場合は、当該施設の所在する市町村とする。
- ④ 燃料供給の要請を受けた(総合)振興局は、管内の地方石協への要請を行う。要請を受けた地方石協は、管内の在庫状況等を踏まえ、配送が可能な石油販売業者の調整を行う。
- ⑤ 要請後は、配送の調整や確認の電話に対応するため、重要施設の管理者は連絡可能な状態を維持するとともに、給油時の立会いを行う。
- ⑥ 燃料供給の終了後、重要施設の管理者は、要請を行った(総合)振興局(または市町村)に給油が完了した旨を電話で連絡する。

イ 市町村から道への要請手順

- ① 当該重要施設が市町村の関連施設である場合は、市町村が自ら地方石協や石油販売業者と締結している協定等を活用し、燃料確保することが原則となるが、域内での対応が困難な場合は、市町村が優先的な燃料供給を行う必要がある重要施設を取りまとめ、(総合)振興局に要請を行う。
- ② 燃料供給の要請を受けた(総合)振興局は、管内の地方石協への要請を行う。要請を受けた地方石協は、管内の在庫状況等を踏まえ、配送が可能な石油販売業者等の調整を行う。

- ③ 要請後は、配送の調整や確認の電話に対応するため、市町村及び重要施設の管理者は、連絡可能な状態を維持するとともに、重要施設の管理者は、給油時の立合いを行う。
- ④ 燃料供給の終了後、市町村は、要請を行った（総合）振興局に給油が完了した旨を電話で連絡する。

＜（総合）振興局の管内での対応が困難な場合の対応＞

- ・道本庁経済部資源エネルギー課（以下「資源エネルギー課」という。）から北石連への要請を行い、全道レベルでの対応を行う。
- ・さらに、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給が必要となった場合は、道が、国と協議の上、石油連盟に対する要請を行う。

（3）各（総合）振興局等の連絡先

別表「災害時における燃料供給の要請窓口一覧」のとおり

4 平時からの備えについて

重要施設は、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設であることを踏まえて、その管理者は、以下の事項などにも留意しながら、平時からの備えを図ることとする。

- 災害時には、道路網の復旧状況や輸送手段の確保状況等により、配送に時間を要する可能性があることから、各重要施設は自ら備蓄しておいた燃料（自衛的備蓄）の活用により、業務継続を行うことができるよう、4日程度の備蓄に努めてください。
- 災害時においても自力で石油類燃料を調達できるよう、平時から石油販売業者との関係構築に努めてください。また、北石連等が進めている「満タン&灯油プラス1缶運動」の趣旨についても検討願います。
- ジェット燃料が必要な場合やドラム缶、コンテナで納入することが当初より想定されている場合には、平時の取引先とも災害時への対応を相談するとともに、あらかじめ道にも連絡願います。また、携行缶での納入は容器自体が無い場合など対応が難しい場合があるため、平時より万への備えについて検討願います。

災害時における燃料供給の要請窓口一覧

○各（総合）振興局一覧

名称	住 所	電話番号(直通)	FAX 番号	メールアドレス
空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0062	0126-25-9712	sorachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
石狩振興局 産業振興部商工労働観光課	〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-204-5179	011-232-1950	ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp
後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1364	0136-22-0901	shiribeshi.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp
胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	0143-24-9591	0143-24-4796	iburi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
日高振興局 産業振興部商工労働観光課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281	0146-22-7517	hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp
渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒041-8558 函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9462	0138-47-9207	oshima.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6641	0139-52-0569	hiyama.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒079-8610 旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5941	0166-46-5208	kamikawa.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp
留萌振興局 産業振興部商工労働観光課	〒077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8442	0164-42-1937	rumoi.shoko20@pref.hokkaido.lg.jp
宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒097-8558 稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2926	0162-33-2629	soya.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp soya.shoko20@pref.hokkaido.lg.jp
林-ツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0637	0152-44-3184	abashiri.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9045	0155-25-7756	tokachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課	〒085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183	0154-41-0967	kushiro.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp
根室振興局 産業振興部商工労働観光課	〒087-8588 根室市常磐町 3 丁目 28 番地	0153-24-5619	0153-23-6223	nemuro.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

○北海道本庁（環境・エネルギー課）

名称	住 所	電話番号(直通)	FAX 番号	メールアドレス
北海道経済部 資源エネルギー局 資源エネルギー課	〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5886	011-222-5975	keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp